

《 死亡届を提出された人へ 》

R7.4.1現在

死亡届の提出に伴って役場2階住民課またはマイ・フローラ南交流センターで必要となる手続き等には、次のようなものがあります。

●住民登録について

死亡届の提出(戸籍の手続き)により住民票が除票になります。住民票の手続きは必要ありません。

※ 葬儀社等が提出を代行している場合があります。埋火葬許可証があれば死亡届は提出済みです。

世帯主が死亡された場合でも、住民課で新世帯主を定め変更しているため手続きは不要です。

※ 住民課で定めた新世帯主から変更したいときは、新世帯主本人または同じ世帯の人が、世帯主変更の手続きをしてください。

【世帯主を変更するときに必要なもの】

- ・ 窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

●住民基本台帳カード・印鑑登録証は

死亡された人の住基カード・印鑑登録証は、住民課またはマイ・フローラ南交流センターにお返しください。

【必要なもの】 ・ 返却するカード

●通知カード・マイナンバーカード(個人番号カード)は

相続手続き等で死亡された人のマイナンバーが必要な場合があります。死亡された人の通知カード・マイナンバーカードは、手続き等が全て済んでからお返しください。

●死亡された人の証明書の取得は

以下の表の日から窓口(府中町役場2階住民課・マイ・フローラ南交流センター)で死亡された人の証明書が取得できます。

住民票の写し(除票)

窓口で住民票(除票)が取得可能になる日は、死亡届の提出先によって異なります。請求できるのは、死亡された人と同じ世帯の人または埋火葬許可証(原本)を持参した人です。

① 平日午前8時30分～午後5時15分に府中町役場2階住民課に提出したとき

→ 処理が終了次第、住民票(除票)が取得できます。

② 土日祝日や夜間に府中町役場1階入口受付に提出したとき

→ 次の開庁日に処理します。処理が終了次第、取得できます。

③ 他の市区町村の窓口に出したとき

→ 受け付けた市区町村で処理した後、府中町に通知されます。通知が届いてから処理をするため、取得できるようになるまで1週間程度かかります。詳しくは住民課にお問い合わせください

戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書

死亡届を受け付けた市区町村で処理した後、本籍地の市区町村に通知します。通知が届いてから処理をするため、取得できるようになるまで2週間程度かかります。詳しくは住民課にお問い合わせください。

【住民課またはマイ・フローラ南交流センターで必要となる手続き等のお問い合わせ先】

府中町 町民生活部 住民課 電話(082)286-3151

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

マイ・フローラ南交流センター 電話(082)286-3251

〒735-0025 広島県安芸郡府中町鹿籠一丁目21番3号

※裏面もご覧ください※

その他、死亡に伴って必要となる手続き等には次の一覧のようなものがあります。



府中町ホームページ「死亡届の提出に伴う手続き」▶

マイ・フローラ南交流センターでは次の手続きが可能です。一覧の該当の手続きの「役場窓口」部分を「マイ・フローラ南交流センター」に読み替えてください。

【マイ・フローラ南交流センターで手続きができるもの】

- ・ 葬祭費補助金の申請
- ・ 府中町国民健康保険制度または後期高齢者医療制度の保険者から支給される葬祭費の申請
- ・ 重度心身障害者医療の資格喪失
- ・ 原爆被爆者葬祭料の申請
- ・ 府中町国民健康保険証または資格確認書、後期高齢者医療健康保険証または資格確認書、介護保険の被保険者証等の返却

【マイ・フローラ南交流センターで手続きできる申請のお問い合わせ先】

マイ・フローラ南交流センター 電話(082)286-3251

〒735-0025 広島県安芸郡府中町鹿籠一丁目21番3号

※府中南交流センターにマイ・フローラ南交流センターの愛称がつけました。

死亡に伴って必要となる手続き等には次のようなものがあります。
(詳しくはそれぞれの担当課・係・担当へお問い合わせください。)

府中町公式ホームページアドレス: <http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/>

区欄	各種制度等	手 続 方 法 等	担当課・係	役場窓口
☐	葬祭費補助金の申請について	●府中町に住民票があった人が死亡(死産を含む)された場合、葬祭執行者に対して火葬料実費の一部を補助する制度があります。葬祭執行者は住民課で請求手続きをしてください。 [必要なもの] 1. 火葬許可証(原本確認) 2. 火葬料の領収書(原本確認) 3. 葬祭執行者の金融機関の口座番号がわかるもの(通帳等)	住民課 戸籍係 (286-3152)	2階 ②番
☐	下水道事業受益者負担金について	●死亡された人が、府中町に下水道事業受益者負担金を分割納付中の場合または徴収猶予を受けていた場合は、下水道課で手続きをしてください。	下水道課 総務係 (286-3186)	1階 ①番
☐	水洗便所設備資金貸付金について	●水洗便所設備資金貸付金を償還している人が死亡された場合は、下水道課で手続きをしてください。		
☐	井戸水等を使用していたとき	●死亡された人が府中町で井戸水等(水道水以外の水)を使用していた場合は、下水道課で手続きをしてください。		
☐	浄化槽を設置しているとき	●死亡された人が浄化槽管理者だった場合は、30日以内に下水道課で管理者変更報告書を提出してしてください。 (浄化槽管理者は、各家庭では通常その世帯主になります)	下水道課 設備係 (286-3189)	1階 ②番
☐	犬の飼い主が死亡されたとき	●犬の飼い主が死亡された場合は、死亡した日から30日以内に環境課で変更届を提出してください。	環境課 環境衛生係 (286-3242)	1階 ⑫番
☐	上下水道料金の助成・減免を受けていたとき	●死亡された人が水道料金・下水道使用料の助成・減免の対象者だった場合は、環境課で手続きをしてください。		
☐	農地・森林を相続したとき	●死亡された人が所有していた農地や森林を相続した場合は、環境課で農地相続届出書または森林所有者の変更届を提出してください。	環境課 環境保全係 (286-3244)	1階 ⑪番

次のページへ続きます



区画	各種制度等	手続方法等	担当課・係	役場窓口
☐	児童手当について	●死亡された人が児童手当の受給者または支給対象児童の場合は、死亡日の翌日から15日以内に子育て支援課で手続きをしてください。 [必要なもの] 児童手当対象児童の長子の金融機関の口座番号がわかるもの(通帳等)(死亡された人が受給者の場合のみ) ※マイナポータルで事前登録した公金受取口座を利用する場合は、通帳等は不要です。	子育て支援課 こども家庭係 (286-3163)	2階 ④番
☐	児童扶養手当について	●死亡された人が児童扶養手当の受給者または支給対象児童の場合は、子育て支援課で手続きをしてください。 [必要なもの] 1. 児童扶養手当証書(手当を受給している人のみ) 2. 未払いの手当があった場合、対象児童の長子の金融機関の口座番号がわかるもの(通帳等)(死亡された人が受給者の場合のみ) ※マイナポータルで事前登録した公金受取口座を利用する場合は、通帳等は不要です。		
☐	子ども医療、ひとり親家庭等医療の受給者証をお持ちのとき	●死亡された人の各種福祉医療(子ども医療、ひとり親家庭等医療)受給者証は、子育て支援課にお返しになり、資格喪失届(または変更届)を提出してください。[必要なもの]受給者証		
☐	養育医療の医療券をお持ちのとき	●死亡された人の未熟児養育医療の医療券は、子育て支援課にお返しになり、手続きをしてください。 [必要なもの] 医療券		
☐	保育所・認定こども園について	●死亡された人が保育所等に入所している乳幼児の場合は、ご利用の保育所等に退所届を提出してください。代表保護者の場合は、子育て支援課で手続きをしてください。 [必要なもの] 支給認定証	子育て支援課 保育係 (286-3168)	2階 ⑤番
☐	妊婦支援給付金の申請手続きについて	●死亡された人が令和7年4月1日以降生まれで、妊婦支援給付金2回目(胎児一人あたり現金5万円)を受給されていない場合は、町のホームページ「妊婦のための支援給付」をご確認のうえ、申請手続きを行なってください。 必要なものはホームページをご確認ください。	福寿館内 子育て支援課 母子保健係 (286-3258) 浜田本町5番25号	
☐	重度心身障害者医療、重度精神障害者医療の受給者証をお持ちのとき	●死亡された人の受給者証は、福祉課にお返しになり、資格喪失届(または変更届)を提出してください。 [必要なもの] 受給者証	福祉課 障害者福祉係 (286-3161)	2階 ⑥番
☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのとき	●死亡された人の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、福祉課にお返しになり、手続きをしてください。 [必要なもの] 手帳		
☐	自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)受給者証をお持ちのとき	●死亡された人の自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)受給者証は、福祉課にお返しください。 [必要なもの] 受給者証		
☐	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、重度心身障害者介護手当を受給していたとき	●死亡された人が手当の受給者または支給対象障害者(児)の場合は、福祉課で手続きをしてください。 [必要なもの] 未払いの手当があった場合の振込先となる金融機関の口座番号がわかるもの(通帳等)		
☐	原爆被爆者健康手帳について	●死亡された人の原爆被爆者健康手帳は、福祉課にお返しください。 [必要なもの] 原爆被爆者健康手帳	福祉課 地域福祉係 (286-3162)	2階 ⑧番
☐	原爆被爆者葬祭料について	●死亡された人が原爆被爆者健康手帳をお持ちの場合は、葬祭執行者に対して原爆被爆者葬祭料が支給されます。葬祭執行者は福祉課で請求手続きをしてください。(ただし、死亡が原爆の傷害作用の影響によるものでないことが明らかとなるときは、支給されません。詳しくは福祉課にお問い合わせください。) [必要なもの] 1. 原爆被爆者健康手帳 2. 葬祭執行者の印鑑(朱肉を使うもの) 3. 死亡診断書または死体検案書(コピー可) 4. 手当証書(手当受給者のとき) 5. 葬祭執行者の金融機関の口座番号がわかるもの(通帳等) 6. 火葬許可証(原本確認)		

区欄	各種制度等	手 続 方 法 等	担当課・係	役場 窓口
□	介護保険証等をお持ちのとき	●死亡された人の介護保険被保険者証等は、高齢介護課に返却し、保険料等の清算手続きをしてください。 [必要なもの] 1. 介護保険被保険者証 2. 介護保険負担割合証(要介護の認定等を受けている人のみ)	高齢介護課 介護保険係 (286-3235)	2階 ⑪番
□	高齢者在宅福祉サービスを利用していたとき	●死亡された人が高齢者在宅福祉サービスを利用していた場合は、高齢介護課で手続きをしてください。(高齢者在宅福祉サービス＝緊急通報システム・認知症予防オレンジサロン等)	高齢介護課 高齢者福祉係 (286-3256)	2階 ⑪番
□	保険者からの葬祭費について 府中町国民健康保険 ※社会保険や国民健康保険組合等は、加入されていた健康保険にお問い合わせください。 後期高齢者医療	●死亡された人が国民健康保険の被保険者の場合は、葬祭執行者に対して葬祭費が支給されます。葬祭執行者は保険年金課で手続きをしてください。 [必要なもの] 1. 火葬許可証(原本確認) 2. 葬祭執行者のマイナンバーがわかるもの 3. 葬祭執行者の金融機関の口座番号がわかるもの(通帳) ●死亡された人が後期高齢者医療の被保険者(75歳以上の人、または65歳以上で一定の障害があり広域連合の認定を受けた人)の場合は、葬祭執行者に対して葬祭費が支給されます。葬祭執行者は保険年金課で手続きをしてください。 [必要なもの] 1. 後期高齢者医療被保険者証または資格確認書 2. 火葬許可証(原本確認) 3. 葬祭執行者の金融機関の口座番号がわかるもの(通帳)	保険年金課 国民健康保険係 (286-3236) 保険年金課 年金福祉医療係 (286-3154)	2階 ⑨番 2階 ⑩番
□	国民年金を受給していたとき、または国民年金に加入中(第1号被保険者)だったとき	●死亡された人が国民年金のみの受給者または第1号被保険者の場合は、保険年金課で手続きをしてください。また、死亡者と生計を一にしていた親族が「未支給年金」や「死亡一時金」を請求できる場合があるので、できるだけ早い時期に保険年金課にお問い合わせください。 [必要なもの] 1. 年金証書(年金受給者)または年金手帳(被保険者) 2. 請求者の金融機関の口座番号がわかるもの(通帳等) 3. 戸籍謄本、住民票、生計同一のわかるもの等 ※死亡された人が厚生年金・共済年金に加入中の場合や、厚生年金・退職共済年金・年金基金から年金を受給していた場合は、それぞれの所管年金事務所・共済組合・基金で手続きについてお問い合わせください。	保険年金課 年金福祉医療係 (286-3154)	2階 ⑩番
□	健康保険証または資格確認書について	●死亡された人の被保険者証または資格確認書は、保険年金課にお返しください。 [必要なもの] ○国民健康保険の場合 …府中町国民健康保険被保険者証または資格確認書 ○後期高齢者医療の場合 …後期高齢者医療被保険者証または資格確認書 ●死亡された人が世帯主で、同じ世帯に府中町の国民健康保険加入者がいる場合は、券面の更新がある場合に限り、新しい資格情報のお知らせまたは資格確認書を郵送します。	保険年金課 国民健康保険係 (286-3236) 年金福祉医療係 (286-3154)	2階 ⑨番 ⑩番
□	国民健康保険税の清算について	●死亡された人が世帯主で、同じ世帯に府中町の国民健康保険加入者がいる場合は、税務課で国民健康保険税を清算してください。 [必要なもの] 相続人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)、相続放棄をされた場合「相続放棄申述受理通知書」の写し等	税務課 国民健康保険税係 (286-3144)	4階 ③番
□	住民税の納税義務者のとき	●死亡された人が納税義務者の場合、相続人代表者指定届出の手続きをしてください。 [必要なもの] 相続人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)、相続放棄をされた場合「相続放棄申述受理通知書」の写し等	税務課 町民税係 (286-3143)	4階 ④番
□	原動機付自転車、小型特殊自動車をお持ちのとき	●死亡された人名義の原動機付自転車や小型特殊自動車がある場合は、税務課で名義変更または廃車の手続きをしてください。 [必要なもの] ○廃車の場合…ナンバープレート、届出人の本人確認書類(運転免許証等)、車台番号がわかるもの(自賠責保険証明書等) ○相続放棄をされた場合…相続人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)、「相続放棄申述受理通知書」の写し等 ○名義変更の場合…税務課収納係にお問い合わせください。 ※軽自動車、二輪の小型自動車等は、下記へお問い合わせください。 ◆二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)…広島県軽自動車協会(082-532-5507) ◆二輪の小型自動車(250cc超)、普通自動車…中国運輸局広島運輸支局(050-5540-2068) ◆三輪の軽自動車、四輪以上の軽自動車…軽自動車検査協会広島主管事務所(050-3816-3080)	税務課 収納係 (286-3142)	4階 ①番
□	固定資産(土地・家屋)をお持ちのとき	●死亡された人名義の固定資産がある場合は、税務課で納税義務者の変更手続きをしてください。 [必要なもの] 相続人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)、相続放棄をされた場合「相続放棄申述受理通知書」の写し等 ※府中町にある固定資産の所有権移転登記は、広島法務局(082-228-5201)での手続きとなります。	税務課 固定資産税係 (286-3141)	4階 ②番